

件名：生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する制度の考え方への意見

宛先：環境省自然環境局総務課

氏名：特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF）

郵便番号・住所：105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階

電話番号： 03-3595-8088

FAX 番号： 03-3595-8090

意見：

<該当箇所>

全般

<意見内容>

法制化の必要はない。

<理由>

「現状の課題等」に記載された事項は、現行法の改正（事項によっては運用）、国の予算措置あるいは地方公共団体の措置によって対処すべきことである。

「制度の考え方」を見る限り、本制度案は、国立公園の運営に地方公共団体の参加・負担を求めるために、公共団体の意向に添う民間活動を公認することを主要な目的とすると理解せざるを得ない。しかし、そのような事項を生物多様性保全を強化するための法制度整備の柱として位置づけることは不適切である。「現状の課題等」のうち「希少な野生動植物の減少」について、種の保存法や土地利用関連の個別法の改正等、より重大な課題を提起すべきである。

<該当箇所>

制度の考え方 4. その他

「耕作放棄地の増加などの自然的・社会的環境の変化により、生物多様性の保全が危ぶまれていることへの対応についての規定。」

<意見内容>

- ・「耕作放棄地」を明示して、その再生、管理、利用を推進すべきでない。
- ・「適切な場合」「必要に応じて」「生物多様性の保全に資すると認められる場合は」等の留保をつけたとしても、やはり上記の推進は不適切である。
- ・人間活動が一定期間停止しているために一定の生物種特に絶滅危惧種の好適な生息環境の復元をもたらすことがあること、そのような場合は、その現状を維持することが生物多様性保全に資することの認識も重要である。

<理由>

一定の「耕作放棄地」の再生、管理あるいは利用を行なうことが、一定の生物種の生息環境を産み出し、あるいは鳥獣害対策に資する場合はあることは承知している。

その反面、一定の「耕作放棄地」が一定の生物種特に絶滅危惧種の好適な生息環境復元をもたらしている事実がある。

農政においては、農村振興策の一環として、耕作放棄地の再生利用を方針化、事業化する動きがあるが、こうした事業等が上記絶滅危惧種の（復元しつつある）生息環境を悪化させ、種の回復を妨げることが危惧されている。

このような状況の中で、「耕作放棄地」を明示して、その再生、管理、利用が推進されてしまうと、たとえ何らかの限定がされたとしても、特に地方自治体の農政や民間活動に関わる国民に対して「生物多様性保全のために、一律に、再生、管理、利用されるべきもの」との誤ったメッセージを与えかねない。

そうなれば、本制度案の意図に反して、わが国の生物多様性保全を喪失させるおそれがある。

なお、以下に、上記に関連する事例をひとつ紹介する。

イリオモテヤマネコは、種の保存法で国内希少野生動植物種、文化財保護法で特別天然記念物に指定され、レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類として掲載されている。

西表島の北岸地区では、海岸沿いの低地にかつての水田（約 50 年以上前～30 数年前までの耕作）跡が多く散在しているが、これらはもともと自然の湿地林等であったものが水田として開墾利用されたと推測されるものである。開墾・耕作により林冠が消失し、人の出入りによる攪乱も生じたが、その多くは開墾の規模が小さいために、耕作当時からイリオモテヤマネコの餌場として機能していたと推測される。また、ある程度面的規模が大きいものについても、現在は周辺部分からかなり森林が回復しており、現在これらの湿地・湿地林はヤマネコの餌動物が生息する場として好適環境となっていると考えられる。環境に強く依存すると考えられる定住メスの行動圏はこれらの湿地を中心に配置している。

ところが、「耕作放棄地再生利用緊急対策」（平成 21 年度 農林水産省農村振興局）が措置され、上記「耕作放棄地」で事業化がなされるのではないかという危惧が生じた。現時点では、地方公共団体による事業化はなされていないが、本制度案がこうした動きに影響を与えることが強く危惧される。